

憲法から考える

たたかい、いかす生存権 2

厚生省(当時)勤務経験から「生活保護制度は魅力的だ」と実感した尾藤廣喜さん(65)。将来は幹部となる「キャリア官僚」でした。



尾藤廣喜さん

9条と「車の両輪」

は少なく、制度の実務に通じる弁護士は皆無という時代でした。

締め付けに抗し

た。なぜ、弁護士に転身したのか。

当時、水俣病の問題で患者運動の分断を図る国の態度を目の当たりにして思いました。「このままでは、本意でない政策案をつくらざるを得なくなる」。退職し、弁護士に。生活保護関係の裁判を手がける弁護士

その後、国や行政は生活保護制度の締め付けを次々と行います。例えば、福祉事務所が保護申請を拒否する「水際作戦」などです。

生活保護利用者は立き寝入りせず、各地で立ち上がり。尾藤さんは「生存権は常に、権利性を弱めよ」とする国と市民との緊張関係を強いられている」と

指摘します。

有名な生活保護裁判に、尾藤さんは関わってききました。

住居のない柳園義彦さんが退院後、保護を廃止された柳園訴訟。京都地裁は1993年、史上初の損害賠償請求を認めました。

中嶋豊治さんが子どもの進学のためにかけた学費保険の解約の指示を受け、また、解約金を収入と認定されたため処分取り消しなどを求めた中嶋訴訟。福岡地裁は95年、豊治さんの死亡で訴訟は終了したとして請求を却下しましたが、高裁は98年、娘の明子さん姉妹が原告になることを認め、

一審判決を取り消しました。最高裁は2004年、中嶋さんの勝訴を確定しています。

「25条は、『国民あっての国家』という考え方に基づいてつくられた規定。国内で市民の生存権を中心として民主主義の確立をめざしている。9条は、国際社会で武力によらない平和をめぐるところという強い理念がある」と尾藤さん。「25条と9条は民主主義国家としての国づくりの『車の両輪』だ」

日雇い労働者の林勝義さんの保護申請を、持っている能力を活用していないとして福祉事務所が認めなかったことに対し、処分取り消しなどを求めた林訴訟。名古屋地裁は1996年、働ける能力があり働く意思があっても「実際に働く場所がなければ能力の不活用とはいえない」と原告勝訴の判決を出しました。

国民あっての国

いま、「生活保護の老齢加算廃止は憲法違反だ」と

尾藤さんの別の顔は、尺八・都山流の大師範。竹号は尾藤憲山。「憲法を大事に」の願いが込められています。

(つづく)